

N 151 162

162

## 核融合研究体制案

及大グループ

研究機関は大別して三系統とする。

- ① 大学および国立研究機関
- ② 核融合研究所
- ③ 民間研究機関

### 1) 大学および国立研究機関

大学の研究は基礎研究とする。理論と実験の両面において研究を促進すると同時に研究者の養成を行うために核融合に関連する講座、研究施設、附置研究所を新設する。核融合関係科研究費は年額2億円以上とする。

国立研究機関は本来の設置目的にしたがって協力体制をとるために専任研究所員を増員し施設を強化する。

2) 核融合研究所は核融合エネルギー利用に密接な関係のある機器および設備の開発的研究を行い、あわせて全国の核融合に関する研究の中心となる事を目的とする。

(昭和36年には予3回原子力平和利用国際会議がある)

このために<sup>研究所は</sup>安定な超高温プラズマの発生設備を中心とする<sup>その</sup>研究所の建設と運営に<sup>その</sup>あたり得る人員および施設をもつものとするが昭和35年に<sup>その</sup>出発し、年次計画により建設開始より5年後に200名位の人員を有せしめることを目標

とする。

新設は一応5ヶ年計画とし初期には基礎資料の調査、模型実験、小規模実験により設計資料を整備する方針で進み、後期において最も適当と推定される実験融合炉1〜3種の建設をはじめめる。施設総額は数10億円程度とする。

### 3) 民間研究機関

民間研究機関で行う研究および生産工場における関連する機械器具装置の生産研究に対し政府は適当な援助をあたえる。